

宿泊税に係る宿泊事業者説明会資料

令和 7 年 9 月

第1 はじめに

人口減少が進む中、交流人口を拡大させ、波及効果の裾野が広く地域経済に大きく貢献する、観光振興の重要性が高まっています。全国の自治体においても観光地域づくりへの取組み強化によって地域間競争の激化が進んでおり、宮津市が選ばれる観光都市となるためには、現在抱えている課題を踏まえ、スピード感を持って新たな観光振興等に取り組んでいく必要があります。また、これまで以上に観光振興の取組みを重点的かつ継続的に展開していくためには、観光振興に関わる財政需要に対応するための安定的な財源を確保することが必要となります。

こうしたことから、宮津市では、「宮津市宿泊税検討委員会」を立ち上げ、観光団体へのヒアリング、宿泊事業者や観光客へのアンケートなどを行いながら、検討を重ねているところです。

今回の説明会は、こうした検討の一環として、宿泊事業者の皆様には議論の内容をご説明し、ご意見を伺う機会として設けたものです。

本市における持続可能な観光まちづくりが切れ目なく後世まで引き継がれ、来訪者（宿泊者）が増えることにより、確保した財源を活用して更なるサービス提供につなげる「税源涵養」の機能が発揮され、来訪者（宿泊者）だけでなく、観光事業者や市民の皆様にとっても満足度が向上する、持続可能な仕組みとなるよう、皆様のご理解ご協力をお願いします。「第2」以降は、常体で表現します。

第2 宮津市における観光の現状

1 宮津市における観光の特徴

1. 観光消費単価：(R5)宮津市 4,249 円(宿泊単価 11,574 円)、京都市 30,561 円

観光地としての高付加価値化の取組成果や好調なインバウンド需要により、R1:3,398 円から拡大傾向となっている。更なる消費額拡大の機会がある。

2. 通過型観光地の傾向：日帰り客 77%、宿泊客 23%

好調なインバウンドの影響から宿泊比率が微増。比率の高い日帰り客をターゲットにした滞在時間を延ばす取組みも重要となる。

3. 宮津市経済における観光産業が占める割合は 7.7%で全国の 2.0%と比べて高い

4. 宮津市観光で重視した順位は、景色・景観、温泉、グルメの順

5. 天橋立の認知度：訪問意向は全国の観光地平均より高いが、再訪問意向・推奨意向は低い。

顧客満足度の低さがその主要因。一方で、宿泊客では満足度が向上。とりわけ「地域の料理・食材」で顕著にスコアが上昇。地域全体として食(食材・料理)の質的向上・ブランド化を図ることにより宿泊率・満足度の向上が期待できる。

6. アンケートで不満の声が多かったのは、駐車場(料金高・少ない)、飲食店(少ない)、交通(周遊しづらい)、観光スポットが少ない、の4点である。

2 宮津市における観光の課題

好調なインバウンド需要を背景に、宮津市への観光客（宿泊客）は増加が見込まれるものの、次の課題を抱えている。

○は「宿泊への誘導促進(魅力向上)」に対する課題、 ●は「観光客の増加に伴う行政需要」に対する課題を示す。

区 分	課 題
情報発信	○多様化する旅行ニーズに対応した国内外への情報発信が不足（旅マエ・旅ナカ）
受入環境	○インバウンドの受入環境が脆弱（多言語案内・キャッシュレス対応など） ●人口減少等により旅行者の円滑な移動と周遊性を確保する地域の公共交通（鉄道・バス・タクシー）の持続性が低下 ○地域の観光マネジメント等を担う観光専門人材が不足
魅力向上	○日帰り客が占める割合が高く推移しており、体験や周遊コンテンツの造成など滞在時間を延ばす取り組みが必要 ○夜間観光のコンテンツ不足が顕著（飲食やイベントなど） ○天橋立ライトアップや砂浜BARなど「天橋立」を活かした魅力づくり ○海上ネットワークによる周遊性向上など「海」を活用した魅力づくり
資源保全	●人口減少や空き家が増加する中、持続的な街なみ景観や天橋立などの環境保全が必要
経済成長	○訪問客の増大を地元の経済活動に波及させていく仕組みづくりが必要（周遊観光や食材の地元調達など）
人出不足	○ホテル・旅館等の人手不足によるおもてなしサービスの低下が懸念 ●「伊根の舟屋」観光を目的とする旅行者による路線バスの混雑悪化（市民の日常移動に影響）
環境負荷	●観光シーズンにおける交通渋滞や観光客のゴミ問題が懸念
安心・安全	●災害発生時等における観光客の安全対策（インバウンド対応含む）



好調なインバウンド需要を背景に、「天橋立」や「伊根の舟屋」を目的に多くの観光客が訪れている状況を踏まえ、地域間競争を意識した受入環境を充実させていくことや、市民生活と観光の更なる調和や観光が地域経済の豊かさにつながっていることを実感できる施策の推進が必要となる

第3 観光振興に資する財源確保の必要性

1 観光振興に資する財源を確保する目的

以下の考え方により、観光振興に資する財源を確保する目的を示す。

■日本三景「天橋立」を有する国内有数の観光地として発展

①本市は、日本三景「天橋立」に代表される豊かな自然環境と歴史・文化に恵まれ、年間約300万人が訪れる国内有数の観光地であり、観光産業が基幹産業となっている。

■世界から選ばれる観光地を目指した産業振興へ（魅力の創出から宿泊への誘導：通過型観光⇒宿泊滞在観光へ）

本市を訪れる観光客は、好調なインバウンド需要を背景に増加していくことが期待される中で、日本を代表する観光地であり続けるとともに、世界から選ばれる観光地を目指し、顧客満足度向上に向けた切れ目のない投資に加え、②市内各地域の観光資源の掘り起こしや磨き上げ等による、観光地としての魅力の底上げを実現し、観光客の周遊性向上や滞在時間の延長により宿泊へと誘導させていくことは、本市の観光消費額の6割を宿泊客が占めている中で、産業振興、雇用・税収の誘発の面からも効率性が高く効果的であり地域の活性化に繋がるものと考えられる。

■多様化する旅行ニーズへの対応と地域間競争を意識したまちづくり

近年の旅行形態は、個人化と共に「多品種・小ロット」と言われる、よりテーマ性が強くきめの細かい旅行商品の提供が求められるなど、旅行ニーズが変化・多様化し続ける中で、本市を滞在場所として選んでいただくためには、③プロモーションの強化や多言語化対応、ナイトタイムエコノミーの推進等これまで十分でなかった取組みなど、地域間競争を意識した観光まちづくりの取り組みが必要となる。

■新たな財源確保

こうした多様化する旅行ニーズへの対応や地域間競争を意識したまちづくりに加え、観光客の増加によって生じる課題（ゴミ処理経費の負担や円滑な移動と周遊性を確保する公共交通の維持、オーバーツーリズム対策など）への対応も必要となるなど、これらの観光施策を展開していくためには新たに財源確保が必要となることから、④旅行者に応分の負担を求め、まちの魅力を高める施策や増加が見込まれる行政需要に振り向けていくことは、市民生活への影響も緩和し、住む人・訪れる人双方にとって、重要な意義を有するものである。

本市の観光振興施策の経費に対する負担のあり方や持続的な観光振興の必要性、将来の財政状況などを総合的に勘案した結果、⑤観光振興を持続的かつ安定的に高い水準で行っていくために観光目的財源の確保が必要になるものである。



①日本三景「天橋立」をはじめとした豊かな自然環境を保全し、歴史、文化など②固有の観光資源の魅力向上及び③情報発信、旅行者の受入環境の充実を図るとともに、④市民生活と調和した地域社会の発展に寄与する⑤持続的な観光振興を図る施策を推進するための財源を確保する必要がある。

2 今後の取組方針

第7次宮津市総合計画に掲げる「満足度の高い選ばれる観光地としてにぎわいにあふれ、持続可能な観光まちづくりにより地域社会と観光が共生する活気のあるまち」を実現するため、今後の観光振興に係る「取組方針（案）」を以下に示す。

<取組方針（案）>

＜方針1＞ サービス向上・ 消費拡大	○観光コンテンツの造成、磨き上げ など
＜方針2＞ プロモーション の強化	○国内外のプロモーション拡充、観光DXの推進 など
＜方針3＞ 受入環境の整備	○観光インフラの整備 ○インバウンド需要対応の強化 ○旅行者の安全・安心の確保
＜方針4＞ 観光施策推進体 制の充実	○天橋立観光協会の運営体制の強化 ○災害等による観光需要の落ち込みに備えた基金の創設 など

3 実施すべき観光事業と必要となる財源規模

持続可能な観光まちづくりには、これまで積み重ねてきた宮津市の観光振興の取組みに加え、現在、抱えている本市の観光に係る課題を踏まえて、新規事業や既存事業の拡充などを実施する必要がある、いずれの事業についても、取組方針（案）に基づき取り組んでいくこととする。

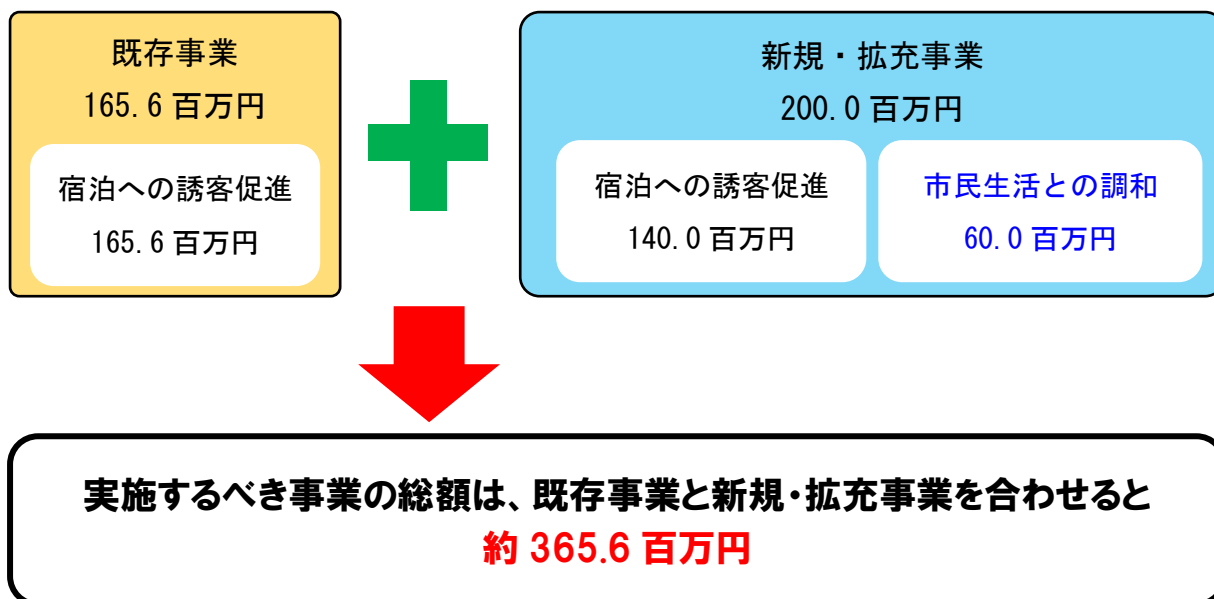
世界から選ばれる持続可能な観光地を目指した魅力の創出と受入環境の整備など、市や民間団体が一体となって実施することにより、観光客の受益に繋がる取組みを「宿泊への誘導促進に資する事業」、観光客が増加することに伴う行政需要への対応を「市民生活との調和に資する事業」として位置づけ整理を行った。

■実施すべき観光事業と必要となる財源規模

(単位：百万円)

既存事業 165.6	＜方針１＞ サービス向上・消費拡大	○持続可能な観光地域づくり事業 ○大阪・関西万博きょうとの力創出・発信事業 等 海水浴場の開設運営、観光ＤＸの推進、宮津燈籠 流し花火大会支援、専門人材の活用（観光戦略 の推進）等	112.5
	＜方針２＞ プロモーションの強化	○世界で最も美しい湾連携事業 国内加盟湾連携事業、世界総会への参加 ○歴史文化を活かした観光誘客推進事業 北前船を活かした観光誘客等	5.6
	＜方針３＞ 受入環境の整備	○観光施設の管理 道標等の維持管理、観光公衆トイレ維持管理等 ○観光関係団体の運営 各種協議会の負担金等	6.3
	＜方針４＞ 観光施策推進体制の充実	○魅力ある観光地づくり支援事業 海の京都DMO事業負担金、天橋立観光協会補助金	41.2
新規・ 拡充事業 200.0	＜方針１＞ サービス向上・消費拡大	○ナイトタイムエコノミーの推進 ○ガストロノミーツーリズムの推進 ○海を活用した周遊促進 等	40.0
	＜方針２＞ プロモーションの強化	○国内外のプロモーションの充実 ○観光ＤＸの推進 ○クルーズ船誘致の強化 等	50.0
	＜方針３＞ 受入環境の整備	○観光インフラの充実 二次交通対策、多言語案内の整備、天橋立や街 なみ景観の保全、観光客の増加に伴うごみ処理 等、公共交通の維持 等 ○インバウンド需要対応の強化 観光案内機能の充実（多言語案内の強化）、多言 語表示の充実 等 ○旅行者の安心・安全の確保 災害時における避難誘導等の防災対策、観光S D G sの推進 等	10.0 60.0
	＜方針４＞ 観光施策推進体制の充実	○天橋立観光協会の運営体制の強化 ○災害時による観光需要の落ち込みに備えた基金の 創設	40.0

※黒字：宿泊への誘導促進に資する事業 青字：市民生活との調和に資する事業

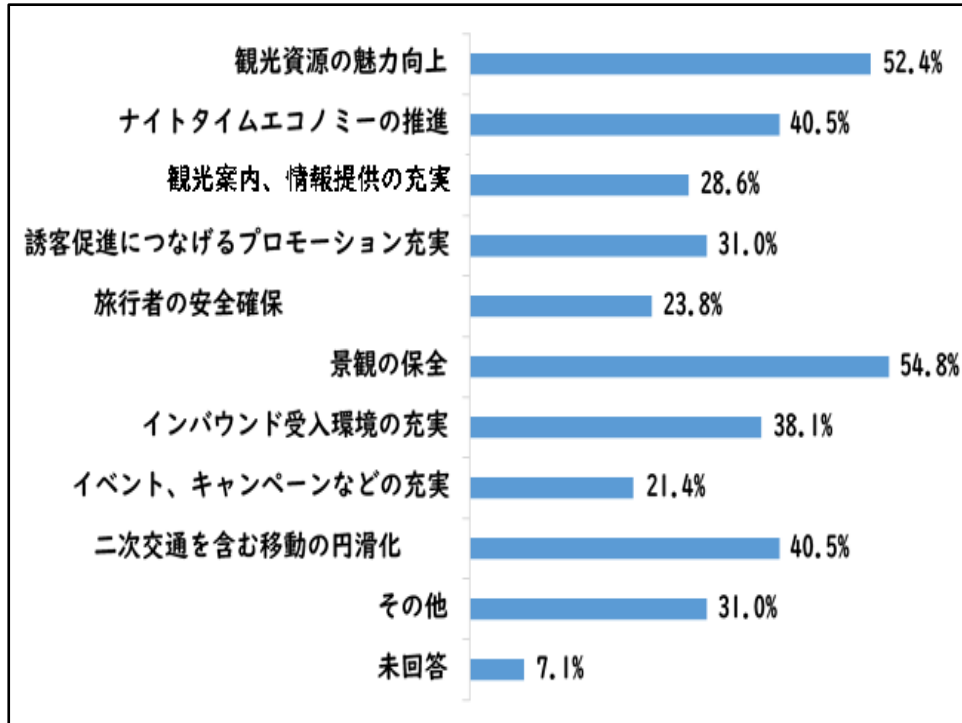


「実施すべき観光事業」の総額は約 365.6 百万円で、これから既存事業の財源である国府支出金や一般財源、入湯税（観光振興 7 割分）を差し引くと、「必要となる財源規模」は約 2 億円となり、その関係性を下図に示す。また、これまで十分な対応が出来ていなかった「温泉源の維持保全」については、10 ページの「第 5 入湯税の活用」において整理を行う。

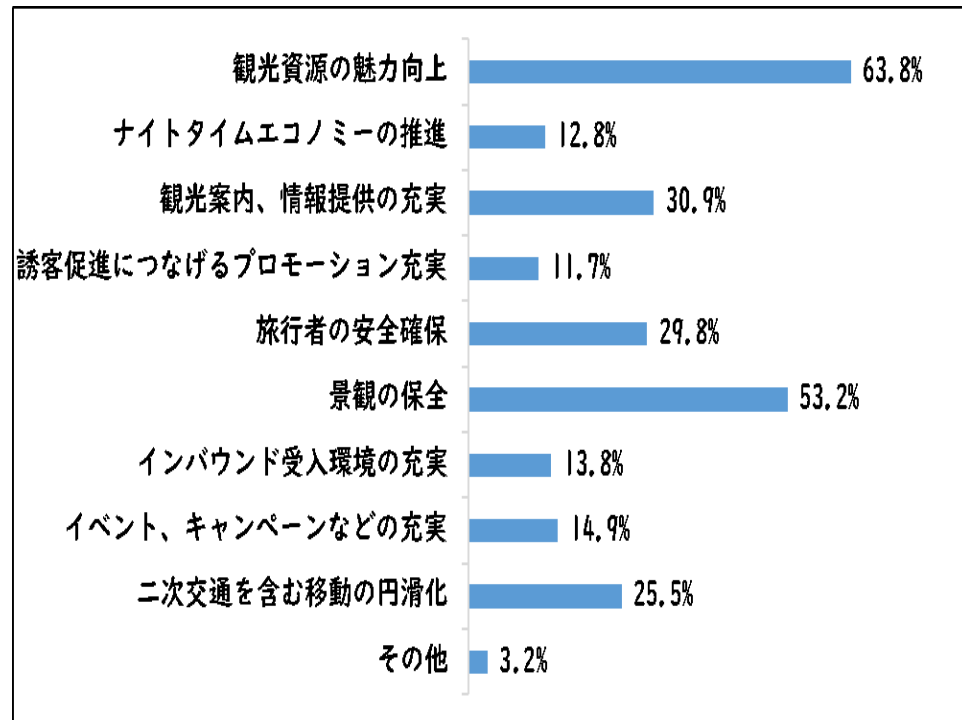
(R5決算数値)		【使途】	
【支出】	【財源】	(従来)	(今後)
観光需要額	入湯税 (観光客負担) 24.2百万円	観光振興事業 (既存)	温泉源 維持保全
	国府支出金 67.1百万円		観光振興事業 (既存)
	一般財源 (市民負担) 74.3百万円		
	新たな需要額 200百万円 (130百万円)		観光振興事業 (新規)
	新たな財源 (観光客負担)		行政需要への対応

■ 宿泊事業者・観光客アンケート結果 ～宿泊税の使途について～

<事業者>



<観光客>



第4 観光財源の負担のあり方

1 観光財源の負担のあり方

「第3 観光振興に資する財源確保の必要性」では、「実施すべき観光事業」には、市や民間団体が実施することにより、観光客の受益に繋がる「宿泊への誘導促進に資する事業」と、観光客の増加が要因となり、市民生活における行政サービスに追加して必要となる「市民生活との調和に資する事業」があり、「第3」の1（4ページ）の目的を達成するには、両方の事業が欠けることなく継続的に実施していくことが必要である。

区 分	事 業	負担の範囲
①市や民間団体が実施することにより、観光客の受益に繋がる事業	国内外のプロモーション強化、多言語案内の整備、ナイトタイムエコノミーの推進 など	観光客の受益に繋がる事業の経費
②観光客の増加が要因となり、市民生活における行政サービスに追加して必要となる事業	ごみ処理経費、公共交通の維持など移動手段の確保対策、災害時における避難誘導等の防災対策 など	観光客の増加が要因となり増高する経費

「宿泊への誘客促進に資する事業」は観光客の受益に繋がること、
「市民生活との調和に資する事業」は観光客の増加が要因となること
から、これらの事業の財源を**観光客の皆様**に**一定の範囲内**でご負担いただくことは**合理性**がある。

2 宿泊税を手段とする妥当性

新たな観光財源を確保する手段としては、一定の財源規模を安定的かつ継続的に確保することができること、負担を求める対象者として観光による受益者を幅広く設定できることなどを考慮し、優位性が高いのは「地方税」であり、課税対象の捕捉のしやすさや収入規模の確保の可能性から「宿泊税」を導入することが妥当。

また、「目的税」にすることで観光振興の財源という用途を明確にすることができ、納税義務者にも理解しやすいものとなることから、制度の運用についても比較的円滑に行うことが可能。

- 一定の財源規模を安定的かつ継続的に確保することができること
- 負担を求める対象者として観光による受益者を幅広く設定できること

地方税

- 課税対象の捕捉のしやすさ
- 収入規模の確保の可能性

宿泊税

- 観光振興の財源という用途を明確にすることができること
- 納税義務者にも理解しやすいものとなること

目的税

第5 入湯税の活用

1 現状における入湯税の具体の使い方

①市が行う観光振興事業

主に、宮津燈籠流し花火大会開催支援、海水浴場運営事業、観光案内所運営事業などに充当し、誘客促進や観光客の受入環境整備などに努めている。

②天橋立観光協会が行う観光振興事業

天橋立観光協会においては、組織体制の維持を図るほか、地域が実施する事業への支援や、個人旅行比率の高まりやSNSの普及等、多様化する旅行ニーズに対応した観光誘客事業等に活用することによって、組織体制や観光振興の維持・充実に努められている。温泉源維持への活用については、平成19年頃、天橋立温泉泉源施設の修繕が必要になったことから、天橋立観光協会から支援を行っている。

■温泉源維持への活用

H19～H22（4か年）	天橋立温泉組合に対して毎年500万円（計2,000万円）を支援
H23	宮津温泉組合に対して175万円を支援
H24	湯らゆら温泉組合に対して175万円を支援
H25	府中温泉組合に対して175万円を支援

※H26～R6までは温泉源維持・保全事業の支出はない。

2 入湯税の活用における課題

地域の温泉組合から泉源維持・保全に費用を要するため支援の要望を受けているが、平成26年度以降は、多様化する旅行ニーズに対応した情報発信や誘客事業等に取り組んできた中で、温泉源維持に活用することなく現在に至る。



地方税法の趣旨を踏まえ、現行の使途割合（観光7割：観光以外3割）を前提として、観光7割分について泉源維持活用を含めた使途の再整理を行う。

第6 宿泊税を導入する場合の課税要件等

1 課税客体・課税標準・納税義務者

宿泊税における課税客体を「宿泊施設への宿泊行為」とした場合、「宿泊施設の形態に関わらず、行政サービスを享受する程度は変わらないため、公平性の観点から、すべての宿泊者を対象とすることが望ましい」との考え方により、課税客体は「宮津市に所在する宿泊施設（民泊施設含む。）への宿泊行為」、また、課税標準は、「行政サービスの享受の程度は、滞在期間（宿泊数）によるところが大きい」との考え方により、「宿泊施設への宿泊数」とし、納税義務者は「宿泊施設への宿泊者」とすることが適当である。

2 特別徴収義務者・徴収方法・申告期限

宿泊税の徴収方法は、宿泊者から市が直接徴収することは現実的ではないことから、宿泊事業者等が宿泊者から徴収し、納入する「特別徴収」とし、特別徴収義務者は、「宿泊事業者等」、また、徴収期限は、毎月期日までに前月の初日から末日までの間の分を申告・納入することとし、一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納付が可能なものとするのが適当である。

3 税率（税額）・免税点

（1）税率（税額）の設定方法

宿泊税を導入している事例では、税率（税額）の設定方法を分類すると、どんな宿泊料金でも一律の税額とする「一律定額制」、宿泊料金の区分ごとに税額を設定する「段階的定額制」、宿泊料金に税率を乗じたものを税額とする「定率制」の3つの手法があり、宿泊税の計算方法の簡便さや負担の公平性、担税力などについて特徴が異なる。

■税率（税額）の設定方法の分類



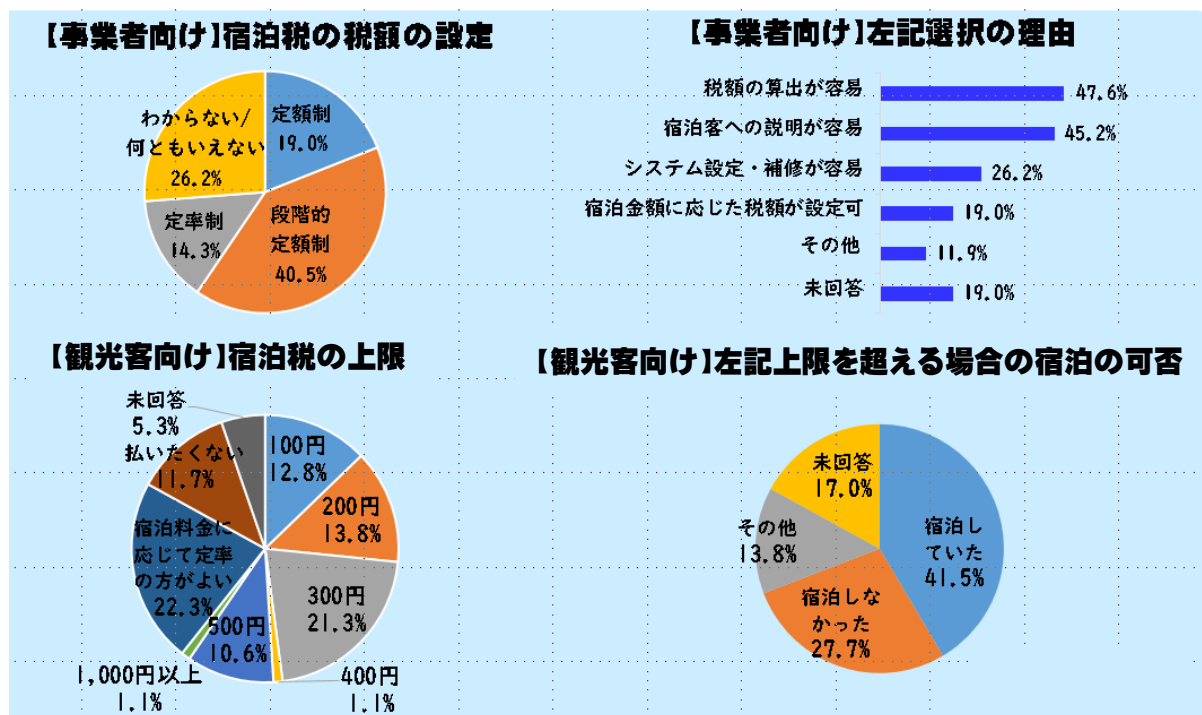
特別徴収義務者となる宿泊事業者の事務負担の軽減と宿泊者の理解の得やすさの観点から、簡素な制度とすることが望ましいこと、また、宿泊者が享受する行政サービスは、宿泊施設の種類や宿泊料金の高低に関わらず一定であり、差が生じるものでないとの考え方により、「一律定額制」が適当である。

（２）税率（税額）の設定

令和８年度以降、次期「宮津市観光戦略」に基づき、将来における持続的な観光地形成を目指して多様な観光需要に的確に対応していくため、６ページの「実施すべき観光事業」を展開するのに「必要となる財源規模」を一定確保する必要がある。また、先行して宿泊税を導入している自治体の宿泊者数の規模・宿泊税の税率（税額）と本市の宿泊者数の規模のバランスを考慮することも重要であり、これらを総合的に勘案すると１人１泊当たり２００円とすることが適当である。

なお、この税率（税額）では、宿泊者数を令和６年の宿泊者推計値『年間８０万人』とした場合、税收規模は、１年あたり約１億６千万円となり、「必要となる財源規模」を一定確保することができ、何らかの理由により、税收が「必要となる財源規模」に満たない場合は、適切な優先順位を設定し、実施していくべきと考える。

■宿泊事業者・観光客アンケート結果

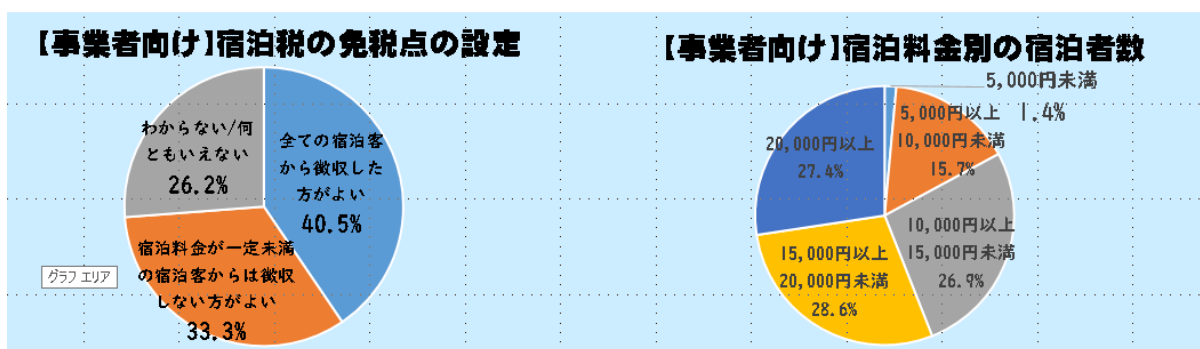


(3) 免税点の設定

A案) 宿泊者が享受する行政サービスは、どの宿泊者も同様であるものの、宿泊料が低廉な宿泊施設における利用者の負担感を考慮する必要があることから、免税点を設けることが望ましい。

B案) 宿泊者が享受する行政サービスは、宿泊施設の種類や宿泊料金の高低に関わらず、どの宿泊者も同様であり、宿泊税はその負担を均等に求めるものであることから、全ての宿泊施設の利用者に課税することとし、免税点は設けないことが望ましい。

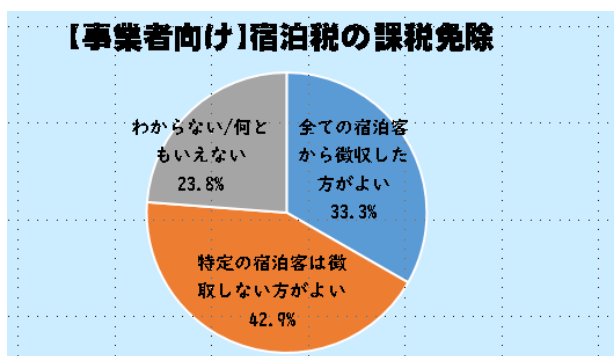
■ 宿泊事業者アンケート結果



4 課税免除

宿泊客によって行政サービスを享受する程度は変わらないため、すべての宿泊者を対象とすることが望ましいとの考え方により、独自の課税免除措置を行わないことが適当である。なお、外国大使等が任務遂行に伴い宿泊する場合の宿泊税については、消費税免除の取扱いに準じて免除するべきと考える。

■ 宿泊事業者アンケート結果



5 課税期間（見直し期間）

総務省通知「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」において、「法定外税の課税を行う期間については、（中略）原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること」とされている。

社会情勢の変化や税源の状況、財政需要、納税者の負担等を勘案し、一定期間で見直すことは必要であることから、条例施行後3年、その後は5年ごとに見直すことが適当である。

6 宿泊税導入における入湯税税率の改正

法定税である入湯税により現行の標準税率で確保したうえで、宿泊税により必要となる財源を確保すべきとの考えにより、入湯税税率の改正は行わないとすることが適当である。ただし、宿泊税の導入に際しては、宿泊税と入湯税の使途の整理を行う必要があることから、入湯税の使途に関しては見直すべきであるとする。

7 特別徴収義務者への支援等

（1）特別徴収交付金・システム改修費支援

アンケートの結果より「システム改修に係る経費の負担」「申告や納入等の事務負担」の不安を抱える宿泊事業者が多い状況であることから、特別徴収義務者の事務負担を考慮し、特別徴収交付金制度を導入することとし、導入初期における支援として、交付金の上乗せ若しくはシステム改修費への支援を行うことが望ましい。

■ 宿泊事業者アンケート結果

宿泊税導入の際の負担や支障、その他不安な点 (n=42)

区 分	全体	ホテル	旅館	簡易宿所	民泊
システム改修に係る経費の負担	25	3	9	11	2
申告や納入等の事務負担	29	2	11	14	2
スタッフの研修	10	2	3	4	1
宿泊者への説明	30	1	12	14	3
宿泊者の減少	16	0	6	9	1
宿泊者からのクレーム	13	0	5	7	1
その他	4	0	1	1	2

回答いただいた総数(42)に対する割合

システム改修に係る経費の負担	59.5%
申告や納入等の事務負担	69.0%
スタッフの研修	23.8%
宿泊者への説明	71.4%
宿泊客の減少	38.1%
宿泊者からのクレーム	31.0%
その他	9.5%

宿泊税導入の際のシステム導入や改修等の必要性 (n=42)

区分	全体	内訳			
		ホテル	旅館	簡易宿所	民泊
必要あり	8	0	4	4	0
必要ありだが経費は分らない	20	2	8	8	2
必要なし	2	0	0	2	0
わからない	12	1	2	7	2
計	42	3	14	21	4

（２）宿泊税の周知

アンケートの結果より「宿泊者への説明」の不安を抱える事業者が多いことから、宿泊事業者の負担を軽減しながら宿泊客の理解を得るための取組みを行うことが望ましい。

■想定される宿泊税周知に係る取組み

宿泊事業者向け宿泊税の手引の作成・説明会の実施

- 課税対象の判断や徴収から申告・納入までの具体的手続きなどを説明した宿泊事業者向けの宿泊税の手引を作成し、宿泊事業者向け説明会を実施

宿泊税に係る宿泊客向け周知媒体の製作・配布

- 宿泊税周知用の広報媒体を作成し、宿泊施設等で掲示・配架
(候補媒体)
 - ・ポスター
 - ・リーフレット
 - ・三角ポップ
 - ・ポケットティッシュ
- 市のホームページで宿泊税に係る制度を掲載（宿泊施設等のホームページからのリンク）

＜課税要件等のまとめ＞

項 目	要 件
課 税 客 体	宮津市に所在する宿泊施設（民泊施設含む。）への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅（民泊）
納 税 義 務 者	宿泊施設への宿泊者
課 税 標 準	宿泊施設への宿泊数
徴 収 方 法	特別徴収 ・特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する
特 別 徴 収 義 務 者	宿泊事業者等 ・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者
申 告 期 限	毎月期日までに前月の初日から末日までの間の分を申告・納入 ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納付が可能
税 率	一律定額制 1人1泊につき200円
免 税 点	A案) 設けない B案) 5,000円未満
課 税 免 除	独自の課税免除措置は行わない
課 税 期 間 (見直し期間)	条例施行後3年、その後は5年ごとに見直す
入湯税税率の改正	入湯税税率の改正は行わない（ただし、充当ルールの再整理を行う）
そ の 他	特別徴収義務者の事務負担を考慮し、特別徴収交付金制度を導入し、導入初期における支援として、交付金の上乗せ若しくはシステム改修費への支援を行うことが望ましい。また、併せて宿泊税の理解を得るための取組を実施することが望ましい。

